

質疑回答（6月16日受付分）

質疑	回答
<p>教育委員会用の端末装置設定場所は市役所 2F の教育委員会という認識でお間違いないでしょうか。</p>	<p>教育委員会用の端末装置の設定場所は市役所5Fにあるサーバールーム内になります。</p>
<p>市役所の図面はいただけないのでしょうか</p>	<p>失礼いたしました。市役所の図面を別途送付させていただきます。</p> <p>現行の光ファイバーは1階のEPS1から5階のEPS1を通り、同じく5階のサーバー室まで配線していただいています。ONUはサーバー室のラック内に設置されています。</p>
<p>7. 回線工事に関する仕様（サ） 「本市と現在契約しているインターネット事業者については、仕様を満たしたインターネット回線が現行の光回線に対応可能であり、なおかつ、インターネット回線事業者の局内の切り替えで可能な場合は、並行稼働のために新規に光回線を敷設する必要はない。」とありますが、これに該当する場合は、並行稼働しなくてもよいという認識でいいのでしょうか。それとも並行稼働必須のため、端末装置の別途設定が必要なのでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。ただし、インターネット回線切り替え時のダウンタイムを極力短くするために、局内での切り替えのタイミングなどご協力いただきたいと思います。</p>
<p>入札書の様式は任意でしょうか。</p>	<p>入札書は市指定様式となります。</p> <p>本件入札公告の「7. 競争入札参加資格の確認通知」のとおり、参加資格を認めた者には、入札書を含む入札書類一式を郵送しております。</p>
<p>内訳書提出は必要でしょうか。</p>	<p>入札時点で内訳書の提出は求めておりません。</p> <p>ただし、落札者には覚書の様式どおりに各施設区分ごとの金額が分かる資料の提出を求めております。</p>
<p>契約について、「落札業者の電気通信サービス利用申込書をもとに締結」とあるが、当社様式の契約書で締結という認識でいいのでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>